

令和 6 年 5 月 23 日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2021～2023

課題番号：21K01140

研究課題名（和文）リスク社会における国家賠償制度の再定位 民事不法行為法との共進化

研究課題名（英文）Re-positioning the State Compensation System in a Risk Society

研究代表者

米田 雅宏（YONEDA, Masahiro）

北海道大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：00377376

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、行政庁の危険管理責任の問題を、「信頼を基礎とした安全配慮義務」の観点から捉え直すことで、リスク社会に相応しい国家賠償責任規範を明らかにするものである。具体的には、規制権限の不行使による加害構造の類型の中から安全配慮義務違反による加害構造との共通性を確認し、ドイツ民事不法行為法の判例理論である「社会生活上の義務」の法的枠組みを参照することで、「信頼を基礎とした安全配慮義務」が損害の公平な分担を規律する責任規範としての役割を果たすことを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、従来危険管理責任として論じられてきた行政庁の規制権限不行使の問題を、「法令」に依拠して裁量権の逸脱濫用の問題として問うのではなく、「行政主体の安全配慮義務」違反の問題として捉え直し、民事不法行為法と議論との接続をはかることで、「信頼を基礎とした安全配慮義務」が、リスク社会において損害の公平な分担を規律する責任規範としての役割を果たすことを明らかにし、もって学説上の議論を再整理し、混迷する裁判実務を見通しよくする意義を有している。

研究成果の概要（英文）： This study clarified the state liability norm appropriate for a risk society by rethinking the issue of risk management liability of administrative agencies from the perspective of the "duty of care for safety based on trust." Specifically, by confirming the commonality between the type of harm caused by the non-exercise of regulatory authority and the type of harm caused by the breach of the duty of care, and by referring to the legal framework of the "duty of social life," which is a case theory of German civil tort law, this study clarified that the "duty of care based on trust" serves as a liability norm that controls the fair sharing of damages. The study clarified that the "duty of care based on trust" serves as a norm of liability that controls the equitable sharing of damages.

研究分野：行政法

キーワード：国家賠償法 安全配慮義務 危険管理責任 リスク社会 民事不法行為法 職務義務違反説 動的システム論

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

原発訴訟や建設アスベスト訴訟など、近時、行政庁の規制権限の不行使に対し国賠責任を認める裁判判決が相次いで出されているが、いわゆる危険管理責任について注目が集まった70年代の問題状況との違いとして《リスク社会の進展》を挙げることができる。不確実で予測が困難なリスク社会において、国家活動が現実に果たしている機能（潜在的危険創出機能）、また高度の専門的知見を有する私人の危険支配領域の広さを踏まえた時、《法令上の特定の規制権限の存在を前提に、その裁量の逸脱濫用を問う》という従来の違法判断の枠組みが、紛争の実態を十分に反映したものになっているのかどうか問い直してみる必要がある。ところが国家賠償法（以下「国賠法」という）1条が定める違法をめぐる議論は、これまで、既に存在する法令違反をもって違法と解する公権力発動要件欠如説と、法令違反とは無関係に職務義務違反をもって違法と解する職務義務違反説とが鋭く対立し、リスク社会に相応しい責任規範を具体化する方向には進んでいない。他方で民法学説は、リスク社会の進展を踏まえ、過失責任と並び立つ無過失責任、より具体的には「危険責任の一般理論」の構築に向けた議論を活発に行っており、多層的な不法行為法の姿を提示しつつある。とりわけ近時において注目すべきは、従来、雇用契約上の義務と理解されてきた安全配慮義務が、「信頼を基礎とした安全配慮義務」として不法行為法の領域に移調し始めている点である。このような現象は、《安全配慮義務の成立要件と裁量権の逸脱濫用の要件は実質的に同じ》という民法学者による評価も踏まえると、国賠法においても見過ごすことはできない。というのも、同現象は、危険管理責任の問題についても、法令に準拠した違法判断ではなく「信頼を基礎とした安全配慮義務」違反を問う可能性を示すものであり、国賠違法概念についての原理的な省察を要請しているとみることができるからである。確かに、国賠法も、形式上代位責任的構成をとる国賠法1条を、危険責任を背景とする自己責任の理解に基づいて解釈する余地があることについて学説上共有されており、危険・リスクを踏まえた責任規範の探究という点では、既に民事・国賠双方の分野で一定の共鳴関係が確認され、実際、職務義務違反説を再評価し、民事不法行為的思考の延長線で国賠法を読み直す試みも行われている。このような学説の議論状況を踏まえると、行政庁の規制権限における職務義務を、リスク社会に相応しい形で、行政主体の安全配慮義務の観点から捉え直す機は熟していると言うことができる。しかし、国の責任の成否が法適用の具体的レベルにおいて、どのような基準に基づいて決せられるのか、その判断ないし論証プロセスについては、依然解明されてはいない。むしろ、国賠法を行政法体系の中に整合的に位置付けようとする立場からは、民事不法行為法的思考の流入に対する強い警戒感が示され、国賠法の責任規範を民事不法行為法との比較において適切に表現しようとする試みは成功していない。このような状況は、現代のリスク社会に相応しい国賠訴訟の健全な発展を削ぐおそれもある。

以上の学術的背景を踏まえた場合、既存の国家賠償制度をリスク社会に相応しい形で再定位する必要があるのではないかと。つまり具体的には、(1) 国家作用が名宛人以外の者にも事実上・間接的に及ぼしている影響が、従来の法令中心的な国賠法の責任規範では適切に評価されていないことを反省し（反射的利益の問題）、(2) 危険・リスクの所在が私人の活動領域にも多く認められる現代社会において、民事不法行為法において進展している危険責任の法理の展開を基礎に、国家と私人の責任領域を適切に振り分ける具体的基準を提示することはできないか（国賠責任規範におけるリスク分配思考の導入）、そして(3)「信頼を基礎とした安全配慮義務」を公務員の職務義務の一つと解することで、危険責任を背景とした自己責任説に基づく国賠法の責任規範を、その論証プロセスとともに提示することはできないか（職務義務の具体化・多層化と、これを通じた公権力発動要件欠如説との統合的理解）。以上が、研究開始当初の背景である。

2. 研究の目的

以上の問題意識に基づき、本研究は、民事不法行為法、とりわけ危険責任にかかる学説・判例の理解を参照することを通じて、事案に応じて形成される「信頼を基礎とした安全配慮義務」が、公務員の職務義務規範を通じて《リスク社会において国家作用が現実に果たしている機能を踏まえた、損害の公平な分担（リスク分配）を規律する責任規範としての役割を果たす》という仮説の妥当性を検証することを目的とする。具体的には、従来危険管理責任として論じられてきた行政庁の規制権限不行使の問題を、裁量権の逸脱濫用を「法令」に依拠して問うのではなく、既に公務員の匿名化・過失の客観化を通じて自己責任的構成が可能になっている裁判実務を受け、「行政主体の安全配慮義務」の問題として捉え直し、民事不法行為法と議論との接続をはかることで自己責任説を支える危険責任法理（並びにその限界）を踏まえた責任規範を明らかにし、もってリスク社会に相応しい国賠制度を構想することを目的とするものである。

3. 研究の方法

本研究目的を達成するため、研究1年目は、危険管理責任の事例の中から、危険責任が妥当しうる「作為起因型」の類型を抽出することを通じて、安全配慮義務違反の事例との共通点を明らかにすることに専念した。この場合、不作為という消極的事実ではなく、何らかの原因から法益侵害に至る因果系列という積極的な加害事実を析出することになるため、法律構造ではなく損害発生の際から責任の成否を判定する視点を描き出すことが重要となる。以上の作業のため、まずは危険管理責任・安全配慮義務に関する関連文献を収集するほか、個々の判例の中で取り上げられている法令の逐条解説、実務家の手による判例評釈等もこの時期に集中的に収集した。また安全配慮義務は、土地工作物責任や製造物責任との構造的類似性も認められることから、いわゆる特殊不法行為法に関する関連文献についても網羅的に収集、そして分析した。なおこの時点における中間的な総括として、第5回「行政法の基礎理論」研究会にて「危険管理責任の再定位—義務違反構成の試み」と題する報告を行った（2021年7月4日）。

研究2年目は、ドイツの不法行為法理論である「社会生活上の義務」理論について調査・検討を行うことを通じて、国賠法との接続可能性並びにその限界について明らかにした。我が国でしばしば参照国とされるドイツでは、過失責任主義を採用しつつも、無過失責任の一類型である危険責任がこれを補完するという現象が古くから認められていたが、今日その役割の多くを「社会生活上の義務」が果たしている。その実際の適用例については、我が国では1980年代に一部の学者による紹介があるものの文献としては既に古く、最近の判例や学説の動向はフォローされていなかった。特に近年では「社会生活上の義務」は生成期よりもその射程範囲を大きく拡大させ、国賠法の領域でも応用的な展開を見せているが、我が国では十分な紹介や分析がないことが判明していた。そこでこれを補うため、まずはドイツ不法行為法の全体像を把握するべく代表的な教科書・基本書を調査・分析し、現在の学説・判例の議論到達点を確認した。次に「社会生活上の義務」の生成から今日に至るまでの判例の流れを確認した上で、その規律構造を、同義務の、不法行為法全体における位置づけを意識しながら明らかにすることに取り組んだ。そして最後に、「社会生活上の義務」が我が国の公務員の職務義務の具体化にとって、果たして、またどの程度、参照に値するのか、危険責任としての共通性や公私の区別に意を払いつつ検討を加えた。

最終年度は、「社会生活上の義務」を参照して検討が加えられた、職務義務としての「信頼を基礎にした安全配慮義務」の妥当性を、耐震偽装事件国賠訴訟や福島原発訴訟、建設アスベスト訴訟など、リスク社会の代表的な国賠訴訟に当てはめることによって検証した。この検証作業では、以下の2点を重点的に検討した。第1に「信頼を基礎にした安全配慮義務」の主体にかかわる。「法令」に依拠しない要素を踏まえて安全配慮義務が成立するとした場合、その主体は権限行使の担い手である「行政機関（公務員）」ではなく「行政主体」であるとも考えられる。よって代位責任規範の自己責任的解釈の可能性と限界について、従来の議論との関係を精査した。第2に、責任の成否がどのような推論過程を経て導き出されるのか、その論証方法にかかわる。不法行為法における法的評価方法として近時有力に唱えられている動的システム論は、「一定の要素に基づいて基礎評価ないし原則例を定め、さらにそれを基点として要素の充実度に応じた比較衡量を行う枠組みを通じて法律効果を導く」理論とされるが、この評価方法が、国賠責任の判定において、果たしてどの程度有効であるか、裁判例を素材として検討を加えた。以上の検討作業を通じ、最後に「信頼を基礎にした安全配慮義務」が、公務員の職務義務規範を通じ《リスク社会において国家作用が現実果たしている機能を踏まえた、損害の公平な分担（リスク分配）を規律する責任規範の役割を果たす》という仮説の妥当性について確認した。

なお、最終年度において、本研究結果の精度を確認し、また完成度を高めるべく、所属機関の民事法研究会と公法研究会合同の研究会で「国家賠償法1条の違法性—民事不法行為法上の保護規範（法規）違反の理解を素材として—」と題する報告を行い（2023年7月14日）、特に民事不法行為法を専門とする民法学者からの意見をフィードバックした。

4. 研究成果

本研究の成果は、第1に、リスク社会における国家活動の現実の作用機序（潜在的危険創出機能）を踏まえ、公権力の「不作為」と「作為」の二分論を相対化し、また民事法、とりわけ不作為不法行為法にかかる学説の近時の進展を参照することで、「信頼を基礎にした安全配慮義務」と損害発生リスク支配領域を踏まえた責任規範を国賠法において明らかにしたこと、第2に、危険責任を背景とする責任規範の典型である工作物・营造物の瑕疵責任をも視野に入れ、公権力責任を含めた段階的ないし重層的な責任規範（過失責任と無過失責任の重層構造）を描き出したこと、第3に、職務義務違反説を個別事案に応じて類型化し、公権力発動要件欠如説との統合的な理解を図ることにより、「法令に依拠しない」ということと同義でしか評価されていない職務義務違反説の、積極的な「法治国家的」意義を明らかにしたことが挙げられる。

とりわけ第3の点において重要な知見を得ることができたのは、建築物の建築主が、建築確認

の申請書に添付された構造計算書が一級建築士によって偽装されていたことを看過して行われた建築確認処分により、「改修工事費用等の財産的損害」を受けたとして主張して地方公共団体に損害賠償請求した、いわゆる耐震偽装事件国家賠償訴訟（最三小平成25年3月26日集民243号101頁）の分析による。本判決は、建築確認という典型的な行政活動（行政処分）にかかる国賠訴訟であるが、本判決において注目されたのは、根拠法上の「許可」の法的効果のみならず、「許可を付与すること」それ自体がもたらす事実上の効果ないし不利益的影響が、賠償責任規範成立の中心的要素とされている点である。「処分」とは区別される「処分をすること」に目を向けた場合、法律が「処分」の効果として直接的には想定していない作用、例えば許可名宛人を危険な状態に置くといった事実上の作用について照らし出すことになるからである。このことは、定型の行政処分が問題となるような事案でも、「処分をすること」を観念することによって、法規範が定める「処分」の直接的効果では捉えきれない損害の発生や危険の創出を、国賠法上の職務義務（危険回避義務）違反という形で問題とし得る可能性を示唆するものであり、最高裁が考える「国家賠償法の解釈の構造」をトータルに解明する上で、重要なヒントを与えるものであった。

なお、1. 現在の国賠法の責任要件の具体的基準が、実定法令から離れ、裁判官法として具体化されていること、つまり損害発生の構造ないし文脈に応じて柔軟に取捨選択されている解釈の在り様を、不法行為法の解釈方法論である「動的システム論」の観点から考察することや、2. 責任規範の導出に当たり法令中心的な議論フレームそれ自体を問い直すとともに、加害構造の中から責任規範を構成する具体的要素を抽出し、それら相互関係を「構造化」することを通じて、責任成否の判断構造、論証プロセスを明らかにすること、さらに3. 民事不法行為法を「損害賠償にかかる法の一般理論ないしプラットフォーム」として位置付け、民事法と国賠法との「対話」を促し、両者を比較参照することで、《不法行為法か国賠法か》ではなく《両者の共進化》をはかり、もってリスク社会における国賠制度をより豊かにすることを目指す等、本研究からは様々な分析視点を導くことができた。幸い本研究の成果は、公表後、国賠法を素材とした学術論文において引用されており、（まだ不十分な点があることを自覚しつつも）従来の学説の議論を一定程度深めたものと理解している。

本研究では「動的システム論」についての一定の考察を行ったが、法解釈方法論と直結する同理論に視野を広げたことは、著者の法解釈方法論の関心を強くするものとなった（所属機関の法理論研究会にて「裁判官による「結果志向の法解釈」とその法的正当化—行政判例を素材として」と題して行った報告（2023年12月16日）は、このような取り組みの一つである。）。本研究の延長線上において、今後、法解釈方法論についても研究を進めることにしたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計20件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 米田雅宏	4. 巻 266号
2. 論文標題 公営住宅からの暴力団排除	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 小幡純子・斎藤誠・飯島淳子【編】『別冊ジュリスト・地方自治判例百選〔第5版〕』（有斐閣）	6. 最初と最後の頁 99 99
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 米田雅宏	4. 巻 266号
2. 論文標題 公営住宅の使用関係	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 小幡純子・斎藤誠・飯島淳子【編】『別冊ジュリスト・地方自治判例百選〔第5版〕』（有斐閣）	6. 最初と最後の頁 195 195
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 米田雅宏	4. 巻 516号
2. 論文標題 納骨堂の所在地周辺に居住する者らの原告適格（最判令和5・5・9）	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 108 108
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 米田雅宏	4. 巻 51号
2. 論文標題 国家賠償法1条が定める違法概念・再論 「職務上の義務」の重層構造から見たその体系的理解	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 行政法研究	6. 最初と最後の頁 67 117
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 米田雅宏	4. 巻 512号
2. 論文標題 プロバイダ責任制限法と改正後省令の効力発生時期（最判令和5・1・30）	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 114 114
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 米田雅宏	4. 巻
2. 論文標題 危険管理責任の再定位 義務違反構成の試み	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 太田匡彦・山本隆司【編】『行政法の基礎理論 複眼的考察』（日本評論社）	6. 最初と最後の頁 226 252
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 米田雅宏	4. 巻 95巻1号
2. 論文標題 行政法学のR・デザイン 二元的思考を超えて（行政法学のR・デザイン 二元的思考を超えて 1）	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 104 109
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 米田雅宏	4. 巻 507号
2. 論文標題 給水条例が定める免責条項と水道法15条2項の常時給水義務（最判令和4・7・19）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 141 141
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 米田雅宏	4. 巻 261号
2. 論文標題 職権証拠調べ	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 斉藤誠・山本隆司【編】『別冊ジュリスト・行政判例百選 〔第8版〕』（有斐閣）	6. 最初と最後の頁 382 383
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 米田雅宏	4. 巻 261号
2. 論文標題 パトカー追跡による第三者の損害	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 斉藤誠・山本隆司【編】『別冊ジュリスト・行政判例百選 〔第8版〕』（有斐閣）	6. 最初と最後の頁 432 433
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 米田雅宏	4. 巻 94巻10号
2. 論文標題 「生」を支えるインフラストラクチャーへの法学的接近 企画趣旨に代えて（特集 インフラと法「生」の基盤を考える）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 7 14
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 米田雅宏	4. 巻 503号
2. 論文標題 土地建物の財産の評価通達による画一的な評価が実質的な租税負担の公平に反するというべき事情（最判令和4・4・19）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 126 126
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 米田雅宏	4. 巻
2. 論文標題 建築確認処分と「国家賠償法の解釈の構造」 最三小判平成25年3月26日集民243号101頁を素材として	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 大貫裕之・神橋一彦・松戸浩・米田雅宏【編】『稲葉馨先生・亙理格先生古稀記念 行政法理論の基層と先端』（信山社）	6. 最初と最後の頁 419 441
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 米田雅宏	4. 巻 499号
2. 論文標題 使途基準に反する政務活動費の不当利得返還請求事件（最判令和3・12・21）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 100 100
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 米田雅宏	4. 巻 94巻1号
2. 論文標題 危険管理責任の再定位（下） 義務違反構成の試み（行政法の基礎理論8-2）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 121 127
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 米田雅宏	4. 巻 495号
2. 論文標題 「表現の不自由展かんさい」開催にかかるギャラリー利用承認の取消処分執行停止事件（大阪地決令和3・7・9）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 151 151
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 米田雅宏	4. 巻 93巻12号
2. 論文標題 危険管理責任の再定位(上) 義務違反構成の試み(行政法の基礎理論8-1)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 130 136
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 米田雅宏	4. 巻 491号
2. 論文標題 刑務所内で起きた被収容者の暴力行為と制止権限不行使の違法性(札幌地判令和2・4・17)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 154 154
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 米田雅宏	4. 巻 93巻8号
2. 論文標題 行政法の法的安定性を検証する 問題状況の俯瞰(特集 行政法の法的安定性を検証する)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 4 11
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 米田雅宏	4. 巻 93巻5号
2. 論文標題 企画趣旨(小特集 コロナウイルスと行政組織 試されるその危機対応)(シリーズ コロナと共に生きる世界・社会と法)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 49 50
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計2件

1. 著者名 大貫裕之・神橋一彦・松戸浩・米田雅宏【編】	4. 発行年 2022年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 756
3. 書名 稲葉馨先生・亘理格先生古稀記念 行政法理論の基層と先端	

1. 著者名 笠木映里・西平等・藤谷武史・山本龍彦・米田雅宏・米村滋人【編】	4. 発行年 2022年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 296
3. 書名 法律時報増刊 新型コロナウイルスと法学	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------